

平成26年度 市民税・県民税申告の手引き

市税につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今年も所得の申告時期を迎えました。申告期限は**3月17日(月)**までです。

申告書の提出先は、各区役所の申告会場となります。各会場とも混雑が予想されますので、できるだけ早めにおいでいただくか、郵送にて下記の郵送先へご提出ください。

申告書の提出が必要な方

平成26年1月1日現在、岡山市内にお住まいの方で、平成25年中(平成25年1月1日～平成25年12月31日)に所得のあった方

ただし、次に掲げる方は、市民税・県民税の申告をする必要はありません。

- (1) 所得税の確定申告をした方
- (2) 勤務先から給与支払報告書が提出されていて、給与以外に所得がなかった方
- (3) 公的年金等の所得のみで、その他に所得のなかった方
- (4) 前年中の合計所得金額が下記に該当する方
 - ・控除対象配偶者及び扶養親族のない方・・・35万円以下
 - ・控除対象配偶者又は扶養親族のある方・・・35万円×(1+控除対象配偶者+扶養親族の数)+21万円以下

●給与所得者のうち、給与以外の所得で不動産所得・農業所得・一時所得(生命保険満期返戻金など)等があり、その所得が20万円を超える場合は所得税の確定申告(税務署)を、20万円を超えない場合は市民税・県民税申告をする必要があります。

●公的年金等の収入金額が400万円以下の年金所得者で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える場合は所得税の確定申告(税務署)を、20万円を超えない場合は市民税・県民税申告をする必要があります。

上記(2)(3)に該当する給与所得や公的年金等の所得のある方で、一定額(給与収入100万円、年金収入〔65歳以上〕155万円、〔65歳未満〕105万円)を超える方は、平成25年中に支払った医療費、国民健康保険料、生命保険料や地震保険料等の各種控除を加えることで税額が下がる場合があります。源泉徴収されておらず、所得税がかからない場合には市民税・県民税申告を、それ以外の場合には確定申告をしてください。

申告の際に必要なもの

- 平成25年中の所得の内容がわかるもの
(給与や年金の源泉徴収票、個人年金や保険の満期等の明細書、営業・不動産等の収支明細など)
- 印判(認め可)
- 市民税・県民税申告書
- 各種控除を受けるための書類

※扶養控除を受ける際に特に必要な書類はありませんが、被扶養者に所得のある場合は所得が分かるものをご持参ください。

申告により受ける控除	控除を受けるために必要な書類(提出のための書類)	参照ページ
雑損控除	災害時による損失や補てんの額がわかるもの	4ページ⑩
医療費控除	支払った金額のわかる領収書もしくはレシート、医療保険金や高額療養費で補てんされた場合にはその金額がわかるもの ※保険者が発行する「医療費のお知らせ」は代用できません。	4ページ⑪
社会保険料控除	国民年金、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療の保険料などの支払金額がわかるもの	4ページ⑫
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金等を支払った領収書	4ページ⑬
生命保険料控除	生命保険料(個人年金)控除証明書	4ページ⑭
地震保険料控除	地震保険料控除証明書、損害保険料控除証明書(長期損害保険のみ)	4ページ⑮
障害者控除	証明する手帳等	5ページ⑯
寄附金税額控除	市・県、共同募金会、日本赤十字社に寄附した金額のうち、市県民税で寄附金控除となると認められた領収書	6ページ

～ 源泉徴収票や各種控除の証明書を紛失された方は、証明書を発行しているところで再発行を依頼してください ～

郵送の方は必要な書類も申告書に同封してください。

申告についての郵送先及びお問い合わせ、ご相談は

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号	岡山市北区役所 税務課市民税係	TEL(086)803-1176,1177
〒703-8544 岡山市中区浜三丁目7番15号	岡山市中区役所 税務課市民税係	TEL(086)901-1609
〒704-8555 岡山市東区西大寺上二丁目7番31号	岡山市東区役所 税務課市民税係	TEL(086)944-5011
〒702-8544 岡山市南区浦安南町495番地5	岡山市南区役所 税務課市民税係	TEL(086)902-3511

収入金額／所得金額の種類

収入（所得）金額等の内容については、下記をご覧のうえご記入ください。

- 収入金額・・・平成25年中に収入を得ることが確定した金額。例えば、売掛金や未収家賃なども収入金額になります。
※給与・配当・原稿料・印税・外交員報酬などは手取額ではなく、所得税などが差し引かれる前の金額です。
- 必要経費・・・平成25年中に収入を得るために支出した費用。実際に支払った経費だけでなく、未払い経費も含め、販売した製品の原価、公租公課、雇人費、地代、家賃、借入金の利子、修繕費、減価償却費、営業用に消費した光熱水費等。
- 所得金額・・・収入金額からそれぞれの必要経費を差し引いた金額。
- ◎ 総所得金額等・・・損失の繰越控除後の総所得金額（申告書⑨の金額）、株式等の譲渡所得等の金額、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額、先物取引の雑所得等の金額、特別控除額を控除する前の分離課税分の譲渡所得の金額、山林所得金額、退職所得金額（分離課税分を除きます。）の合計額。
- ◎ 合計所得金額・・・上記の総所得金額等の説明文の「損失の繰越控除後」を「損失の繰越控除前」と読み替えたもの。

ア・①	事業	営業等	卸売業、小売業、製造業、修理業、飲食業、サービス業、各種外交員、医師、弁護士など個人の事業から生ずる所得（農業・不動産の事業から生ずる所得を除く） ※申告書裏面へ収支の内訳を記入してください。
イ・②		農業	農作物の生産、果樹栽培、家畜の育成、わらの加工品などから生ずる所得 ※申告書裏面へ収支の内訳を記入してください。
ウ・③		不動産	貸家、貸間、貸アパート、貸駐車場、貸地などから生ずる所得 ※申告書裏面へ収支の内訳を記入してください。
エ・④		利子	公社債や預貯金の利子及び公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などによる所得 ※昭和63年4月1日以降の期間に対応の利子等は原則として源泉徴収による分離課税のため、申告は不要です。ただし、国外の預金の利子等は申告が必要です。
オ・⑤		配当	株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配金などによる所得 ※配当割額の控除を受ける場合は申告書裏面の記載欄へも所定の事項を記入してください。
カ・⑥		給与	給料、賃金、賞与などの所得 日給又は所得税を徴収していない事業所に勤務している方は給与の支払い明細書を受けるか、申告書裏面の月別収入欄に日給、稼働日数及び勤務先を記入してください。 給与所得は下記の速算表から算出してください。
キ・⑦	雑	公的年金等	公的年金（厚生年金、国民年金、各共済組合の年金）、恩給などの所得 公的年金等の所得金額は、下記の速算表から算出してください。
ク・⑦		その他	互助年金、個人年金、原稿料など他の所得にあてはまらない所得 ※申告書裏面へ収支の内訳を記入してください。
ケ～コ ・⑧		総合譲渡	土地建物以外の資産（営業権、車両、機械器具など）の譲渡により生ずる所得 ※特別控除額は50万円までです。 ・短期…取得後5年以内の譲渡 ・長期…取得後5年超の譲渡 ※所得金額については、申告書裏面で計算してください。
サ・⑧		一時	生命保険、学資保険又は養老保険等の満期返戻金などの一時的な所得 ※特別控除額は50万円までです。 ※所得金額については、申告書裏面で計算してください。

※総合譲渡（長期）、一時所得は、その1/2が課税対象となります。

○分離課税の所得、給与所得者の特定支出控除に該当がある場合は、各区役所税務課市民税係へお尋ねください。

○家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計等の検針人については、計算の特例があります。

●給与所得金額の速算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
651,000円以下	0円
651,000円以上 1,619,000円未満	収入金額－650,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	974,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	【収入金額÷4,000】×4,000×60%
1,800,000円以上 3,600,000円未満	【収入金額÷4,000】×4,000×70%－180,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	【収入金額÷4,000】×4,000×80%－540,000円
6,600,000円以上 10,000,000円未満	収入金額×90%－1,200,000円
10,000,000円以上 15,000,000円未満	収入金額×95%－1,700,000円
15,000,000円以上	収入金額－2,450,000円

※【収入金額÷4,000】は小数点以下切捨て

●公的年金等に係る雑所得金額の速算表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳以上 (昭和24年1月1日以前に生まれた方)	3,300,000円未満	収入金額－1,200,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	収入金額×75%－375,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入金額×85%－785,000円
65歳未満 (昭和24年1月2日以後に生まれた方)	7,700,000円以上	収入金額×95%－1,555,000円
	1,300,000円未満	収入金額－700,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	収入金額×75%－375,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入金額×85%－785,000円
	7,700,000円以上	収入金額×95%－1,555,000円

所得控除の種類

所得控除の内容については、下記をご覧のうえご記入ください。

⑩	雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他親族（総所得金額等が38万円以下の方）が前年中に災害や盗難、横領などにより損失を受けた場合 控除額は、【差引損失額－総所得金額等の10%】と【差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円】のいずれが多い方 ※証明書等が必要です。																				
⑪	医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他親族のために、前年中に病院などに支払った医療費が、あなたの総所得金額等の5%（5%の金額が10万円を超える場合は10万円）を超える場合、その超えた金額が控除額となります（最高200万円）。 ※領収書等が必要です。																				
⑫	社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他親族のために負担した社会保険料（国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、後期高齢者医療の保険料等）であなたが前年中に支払った金額が控除額となります。各種保険料を年金から特別徴収（天引き）されている方につきましては、年金から実際に特別徴収された方のみが保険料の支払者となり、社会保険料控除の適用を受けられます。 ※証明書等支払金額がわかるものが必要です。																				
⑬	小規模企業共済等掛金控除	小規模共済制度に基づき支払った第一種共済契約の掛金や心身障害者扶養共済の掛金であなたが前年中に支払った金額が控除額です。 ※領収書等が必要です。																				
⑭	生命保険料控除	あなたやあなたの配偶者その他扶養親族を受取人とする一般生命保険契約等の保険料や介護医療保険契約、個人年金保険契約に基づいてあなたが前年中に支払った一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料。契約日によって控除額の計算が異なります。 【新契約】平成24年1月1日以降に契約した一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下</td> <td>支払保険料額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下</td> <td>支払保険料額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table> 【旧契約】平成23年12月31日までに契約した一般生命保険料、個人年金保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下</td> <td>支払保険料額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下</td> <td>支払保険料額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table> 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（最高70,000円） 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（最高28,000円）となります。 それぞれの前年中の支払金額を記入してください。 ※保険会社等の控除証明書が必要です。	年間の支払保険料	控除額	12,000円以下	支払保険料全額	12,000円超32,000円以下	支払保険料額×1/2+6,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料額×1/4+14,000円	56,000円超	一律28,000円	年間の支払保険料	控除額	15,000円以下	支払保険料全額	15,000円超40,000円以下	支払保険料額×1/2+7,500円	40,000円超70,000円以下	支払保険料額×1/4+17,500円	70,000円超	一律35,000円
年間の支払保険料	控除額																					
12,000円以下	支払保険料全額																					
12,000円超32,000円以下	支払保険料額×1/2+6,000円																					
32,000円超56,000円以下	支払保険料額×1/4+14,000円																					
56,000円超	一律28,000円																					
年間の支払保険料	控除額																					
15,000円以下	支払保険料全額																					
15,000円超40,000円以下	支払保険料額×1/2+7,500円																					
40,000円超70,000円以下	支払保険料額×1/4+17,500円																					
70,000円超	一律35,000円																					
⑮	地震保険料控除	あなたが地震保険契約、火災保険契約などに基づいて前年中に支払った場合 A 地震保険契約 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震保険料支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>一律25,000円</td> </tr> </tbody> </table> B 長期損害保険契約等（平成18年12月31日までに締結し、契約変更していない満期返戻金のある10年以上の契約） <table border="1"> <thead> <tr> <th>長期損害保険料支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超15,000円以下</td> <td>支払保険料額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>一律10,000円</td> </tr> </tbody> </table> AとBの両方ある場合はAとBの合計額（最高25,000円）となります。ただし、同一契約の中にAとBがある場合は、どちらか片方の適用となります。 ※保険会社等の控除証明書が必要です。	地震保険料支払額	控除額	50,000円以下	支払保険料額×1/2	50,000円超	一律25,000円	長期損害保険料支払額	控除額	5,000円以下	支払保険料全額	5,000円超15,000円以下	支払保険料額×1/2+2,500円	15,000円超	一律10,000円						
地震保険料支払額	控除額																					
50,000円以下	支払保険料額×1/2																					
50,000円超	一律25,000円																					
長期損害保険料支払額	控除額																					
5,000円以下	支払保険料全額																					
5,000円超15,000円以下	支払保険料額×1/2+2,500円																					
15,000円超	一律10,000円																					

⑯	寡婦（寡夫） 控除	寡婦	①夫と死別・離婚し再婚していない方や夫の生死が明らかでない方で、扶養親族又は生計を一にする子（前年の総所得金額等が38万円以下で、他の者の扶養親族でない子に限る）がいる場合 ②夫と死別し再婚していない方や夫の生死が明らかでない方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合	26万円																													
		特別寡婦	夫と死別・離婚し再婚していない方や夫の生死が明らかでない方で、扶養親族である子（前年中の総所得金額等が38万円以下で、他の者の扶養親族でない子に限る）があり、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合	30万円																													
		寡夫	妻と死別・離婚し再婚していない方や妻の生死が明らかでない方で、生計を一にする子（前年中の総所得金額等が38万円以下で、他の者の扶養親族でない子に限る）があり、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合	26万円																													
⑰	勤労学生 控除	あなたが学生又は生徒で、前年中の合計所得金額が65万円以下（給与収入の場合は130万円以下）の場合。ただし、給与所得以外の所得が10万円以下の場合に限ります。 ※学生証等が必要です。		26万円																													
⑱	障害者控除	あなたやあなたの扶養親族等が障害者である場合 なお、あなたやあなたと生計を一にする親族が、扶養親族である特別障害者と同居している場合は、控除額に23万円が加算されます。 ※証明する手帳等をご持参いただくか、郵送の際に写しを添付してください。		26万円																													
		①普通障害者 ・身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がされている方 ・精神保健指定医などの判定により知的障害とされた方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・福祉事務所に障害者として認定された方 など	26万円																														
		②特別障害者 障害者のうち、身体や精神に重度の障害のある方で、 ・身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が1級又は2級である方 ・精神保健指定医などの判定により重度の知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級の方 ・福祉事務所に特別障害者として認定された方 など	30万円 (53万円) ※（）は同居の特別障害者																														
⑲	配偶者控除	あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が38万円以下（給与収入の場合103万円以下）の場合 ※他の者の扶養親族・事業専従者の場合を除く	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>下記以外の方</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>70歳以上の方 (昭和19年1月1日以前生)</td> <td>38万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	該当者	控除額	一般	下記以外の方	33万円	老人	70歳以上の方 (昭和19年1月1日以前生)	38万円																					
区分	該当者	控除額																															
一般	下記以外の方	33万円																															
老人	70歳以上の方 (昭和19年1月1日以前生)	38万円																															
⑳	配偶者 特別控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が38万円を超え76万円未満の場合 ※他の者の扶養親族・事業専従者の場合を除く	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配偶者の合計所得</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>380,001円以上</td> <td>450,000円未満</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>450,000円以上</td> <td>500,000円未満</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>500,000円以上</td> <td>550,000円未満</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>550,000円以上</td> <td>600,000円未満</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>600,000円以上</td> <td>650,000円未満</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>650,000円以上</td> <td>700,000円未満</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>700,000円以上</td> <td>750,000円未満</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>750,000円以上</td> <td>760,000円未満</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">760,000円以上</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得		控除額	380,001円以上	450,000円未満	33万円	450,000円以上	500,000円未満	31万円	500,000円以上	550,000円未満	26万円	550,000円以上	600,000円未満	21万円	600,000円以上	650,000円未満	16万円	650,000円以上	700,000円未満	11万円	700,000円以上	750,000円未満	6万円	750,000円以上	760,000円未満	3万円	760,000円以上		0円
配偶者の合計所得		控除額																															
380,001円以上	450,000円未満	33万円																															
450,000円以上	500,000円未満	31万円																															
500,000円以上	550,000円未満	26万円																															
550,000円以上	600,000円未満	21万円																															
600,000円以上	650,000円未満	16万円																															
650,000円以上	700,000円未満	11万円																															
700,000円以上	750,000円未満	6万円																															
750,000円以上	760,000円未満	3万円																															
760,000円以上		0円																															
㉑	扶養控除	あなたと生計を一にする親族のうち、前年中の合計所得金額が38万円以下（給与収入の場合103万円以下）の場合 ※他の者の扶養親族・事業専従者の場合を除く	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">該当者</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>16歳以上で 下記以外</td> <td>平成10年1月1日以前 生まれの方</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養</td> <td>19歳～22歳</td> <td>平成3年1月2日～平成7年1月1日 生まれの方</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養</td> <td>70歳以上</td> <td>昭和19年1月1日以前 生まれの方</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td colspan="2">老人扶養のうち、あなたやあなたの 配偶者の（祖）父母等で同居している方</td> <td>45万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○平成24年度から16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除は廃止されましたが、住民税の算定には必要な項目ですので、申告書には必ず記入してください。</p>	区分	該当者		控除額	一般	16歳以上で 下記以外	平成10年1月1日以前 生まれの方	33万円	特定扶養	19歳～22歳	平成3年1月2日～平成7年1月1日 生まれの方	45万円	老人扶養	70歳以上	昭和19年1月1日以前 生まれの方	38万円	同居老親等	老人扶養のうち、あなたやあなたの 配偶者の（祖）父母等で同居している方		45万円										
区分	該当者		控除額																														
一般	16歳以上で 下記以外	平成10年1月1日以前 生まれの方	33万円																														
特定扶養	19歳～22歳	平成3年1月2日～平成7年1月1日 生まれの方	45万円																														
老人扶養	70歳以上	昭和19年1月1日以前 生まれの方	38万円																														
同居老親等	老人扶養のうち、あなたやあなたの 配偶者の（祖）父母等で同居している方		45万円																														
㉒	基礎控除	一律に受けられる控除です。	33万円																														

給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

あなたに、給与や公的年金等に係る所得と、それ以外の所得がある場合に、給与や公的年金等に係る所得以外の所得に対する市民税・県民税を給与から差し引く（特別徴収）か、自分で納付する（普通徴収）か選択することができます（平成26年4月1日において65歳未満の方は、給与所得以外の所得に対する市民税・県民税の納税方法の選択が可能）。希望する方法の口にチェックしてください。

寄附金に関する事項

前年中に下記の団体に対して行った寄附の合計額が 2,000 円を超える場合に記入してください。裏面にも記入欄がありますので、合わせて記入してください。

- 1 都道府県・市町村・特別区（ふるさと納税）
- 2 岡山県共同募金会・日本赤十字社岡山県支部
- 3 岡山県又は岡山市が条例により指定した団体

配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項（裏面）

上場株式等の配当等で支払時において市民税・県民税が徴収された配当所得又は源泉徴収口座における株式等譲渡所得割額がある場合で、それらの所得を含めて申告し、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

事業専従者の内訳について（裏面）

あなたと生計を一にする配偶者やその他 15 歳以上の親族で、あなたの事業に原則として平成 25 年中に 6 か月を超える期間もっぱら従事した者が専従者として控除されます。該当する場合は、その方の氏名、続柄、専従者控除額を記入してください。白色申告の場合は、その事業専従者 1 人につき、次のアかイのいずれか少ない方の金額を記入してください。

ア 860,000 円（配偶者以外の場合は 500,000 円）

イ $(\text{事業専従者控除額を差し引く前の所得金額}) \div [\text{事業専従者の数} + 1]$

※なお、専従者とした親族を配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除の対象とすることはできません。

平成 26 年度の市民税・県民税から適用される主な改正事項

1. 個人住民税均等割税率の改正

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の制定に伴い、平成 26 年度から平成 35 年度までの市民税・県民税の均等割の税率が引き上げられました。

均等割	平成25年度まで	平成26年度から平成35年度まで
市民税	3,000円	3,500円
県民税	1,500円	2,000円
合計	4,500円	5,500円

2. 給与所得控除の改正

給与収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額について、245 万円の上限が設けられました。

改正前

給与収入金額の合計額	給与所得の金額
1,000万円以上	収入金額×95%－1,700,000円

改正後

1,000万円以上 1,500万円未満	収入金額×95%－1,700,000円
1,500万円以上	収入金額－2,450,000円

3. 寄附金税額控除

所得税に復興特別所得税が加算されることに伴い、地方公共団体への寄附（ふるさと納税）を行った場合の住民税の特例控除額が調整されます。

改正前 特例控除額＝（寄附金額－2,000 円）×（90%－所得税における適用税率）

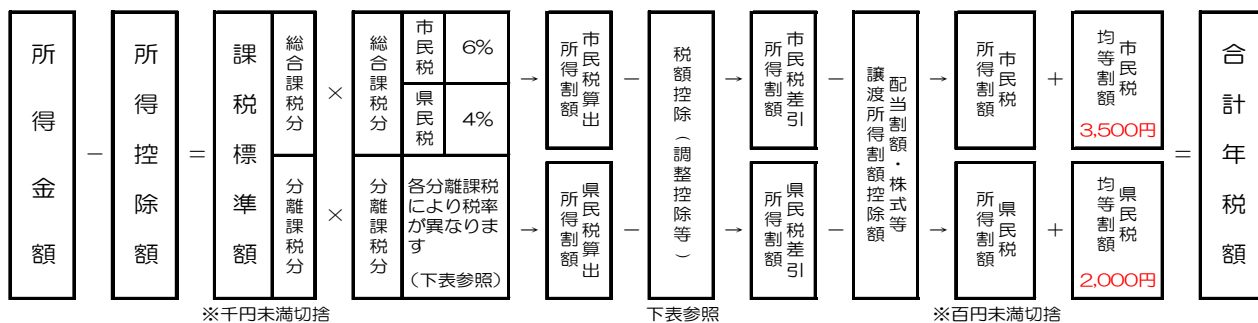
改正後 特例控除額＝（寄附金額－2,000 円）×（90%－所得税における適用税率×1.021）

4. 公的年金所得者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の住民税の申告手続きの簡素化

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった方が、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の市県民税の申告書の提出を不要とすることとされました。

ただし、年金保険者に提出する扶養控除申告書に寡婦（寡夫）の記載を忘れたり、扶養控除申告書を提出しなかった方は、寡婦（寡夫）の控除が適用されません。適用を受ける場合は、確定申告書又は市県民税申告書の提出が必要となります。

＜市民税・県民税の計算方法＞



◎非課税となる方

【均等割・所得割ともに非課税となる方】

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者（H6.1.3以後生で未婚の方）、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方
- 前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の方
 - 控除対象配偶者及び扶養親族がない場合・・・35万円
 - 控除対象配偶者又は扶養親族がある場合・・・35万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族）の数＋21万円

【所得割が非課税となる方】

前年の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた額以下の方

- 控除対象配偶者及び扶養親族がない場合・・・35万円
- 控除対象配偶者又は扶養親族がある場合・・・35万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族）の数＋32万円

●申告分離課税分の税率

区分		市民税	県民税	区分		市民税	県民税		
長期譲渡所得 （所有期間5年超）	一般分	一律	3%	2%	株式譲渡等	上場分	源泉徴収口座 簡易申告口座	（※1）	
	優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合（特定）	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%			一般口座分	1.8%	1.2%
	所有期間10年を越える居住用財産を譲渡した場合（軽減）	2,000万円超の部分	3%	2%		証券会社を通じない売買部分		3%	2%
		6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%					
短期譲渡所得 （所有期間5年以下）	一般分		5.4%	3.6%	未公開分		3%	2%	
	軽減（国等に対する譲渡）		3%	2%	（申告分離）上場株式等の配当		1.8%	1.2%	
					先物取引雑		3%	2%	

※1 県民税株式等譲渡所得割（3%）によりすでに特別徴収されています。原則、申告は不要ですが、各種控除の適用を受けるために申告することも可能です。ただし、申告により合計所得金額に算入されます。

●税額控除

○調整控除

【合計課税所得金額が200万円以下の場合】

次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する額

- 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる市民税と所得税との人的控除の差の合計額
- 合計課税所得金額

【合計課税所得金額が200万円超の場合】

次の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する額

- 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる市民税と所得税との人的控除の差の合計額
- 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

※ 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額です。

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	配偶者控除	一般 5万円
障害者控除	普通 1万円	老人	10万円
	特別 10万円	配偶者特別控除	38万円超40万円未満 5万円
	同居特別 22万円	40万円以上45万円未満	3万円
寡婦控除	一般 1万円	扶養控除	一般 5万円
	特別 5万円		特定 18万円
寡夫控除	1万円		老人
勤労学生控除	1万円	同居老親等	13万円

○寄附金税額控除

前年中に寄附金（総所得金額等の30%を上限）を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税6%、県民税4%に相当する金額。ただし、都道府県、市町村又は特別区の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の10%に相当する金額を超えるときは、その10%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円超	49.16%
0円未満 （課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満 （課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

○配当控除

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○住宅借入金等特別控除

前年分の所得税において、平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の①又は②のいずれか少ない額を市民税の所得割から控除します。

- 所得税の住宅借入金等特別控除額のうち所得税から控除しきれなかった額
- 所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

○配当割・株式等譲渡所得割の税額控除

区分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5